

アオモリ・ワーケーション（浪岡）体験モニター事業実施要綱

（目的）

第1条

ワーケーション体験や地域交流等を通じて、青森市浪岡地区への移住、二地域居住の促進、関係人口の増加を図ることを目的とする。

（主催）

第2条

浪岡地区移住・定住促進協議会（以下「協議会」という。）

（事業名称）

第3条

アオモリ・ワーケーション（浪岡）体験モニター事業（以下「事業」という。）

（実施期間）

第4条

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間のうち、次の各号で定める期間とする。ただし、協議会会長（以下「会長」という。）が別に実施期間を定める場合、事業が当該年度の予算上限に達した場合はこの限りでない。

- （1）春夏のワーケーション：令和7年4月5日から7月31日まで及び令和7年8月18日から9月21日まで の期間
- （2）秋のワーケーション：令和7年10月3日から11月30日まで の期間
- （3）冬のワーケーション：令和7年12月1日から12月26日まで及び令和8年1月13日から1月30日まで の期間

（施設）

第5条

事業の実施施設（宿泊体験施設）は次のとおりとする。

- （1）移住体験施設「浪岡家」（青森市浪岡大字浪岡字平野30番地14）
- （2）その他会長が認める施設

（事業内容）

第6条

- （1）体験日数：5泊6日を上限とする。ただし、会長が認めた場合はこの限りでない。
- （2）参加人数：個人参加は1組4人までとし、受入人数は当該年度の予算の範囲内とする。ただし、会長が認めた場合はこの限りでない。
- （3）体験プログラム：参加者は、滞在期間中、次の①リモートワーク体験（2～3時間程度・必要に応じて半日、一日も可）のほか、②地域交流体験（3～4時間程度）、③くらしや余暇

の体験プログラム(2時間～半日程度)から、それぞれ1つ希望するメニューを選択し、体験するものとする。

また、体験の様子を SNS に投稿(掲載)するものとする。

① リモートワーク体験【必須】

参加者は、次のいずれかの施設でリモートワーク体験を行うものとする。

A: 青森市浪岡交流センター「あびねす」 09:00～19:00 まで(無料)

B: その他会長が認める施設

② 地域交流体験【必須】

参加者は、会長が別に定める移住者ネットワーク団体又は地域団体との交流会などへの参加又は地域のお手伝い業務に参加するものとする。

③ くらしや余暇の体験プログラム【任意】

参加者は、会長が別に定める体験プログラムの中からメニューを1つ選択し、体験することができるものとする。

(4) アンケート: 協議会はワーケーションの評価や移住に関する意向を調査するため、参加者にアンケートを実施する。

(費用負担)

第7条

(1) 交通費・レンタカー助成

- ① 協議会は、予算の範囲内で、参加者が居住地と青森市(浪岡駅・青森駅・新青森駅・青森空港のいずれか)間の移動に要した経費(公共交通機関利用の場合はその経費と1人当たり上限5千円のいずれか低い額、自家用車等利用の場合は会長が別に定める額(1組上限2万円))を参加者に助成するものとする。
- ② 協議会は、予算の範囲内で、参加者が事業参加中に青森市内でレンタカーを借用した場合に、その借上料(1組上限5千円/期間中)を参加者に助成するものとする。
- ③ 交通機関の予約・支払い、レンタカーの手配・支払いは参加者が行う。
- ④ 参加者は、交通費又はレンタカー借上料の支払額を証明する領収書等(写)を添えて、協議会指定の請求書(様式第1号)により、事業終了の日から7日以内に、協議会に助成金を請求するものとする。
- ⑤ 協議会は、請求内容を確認し、不備がなければ、前号の請求の日から14日以内に、参加者に助成金を支払うものとする。

(2) 宿泊費

参加者の宿泊費は無料とする(全額協議会が負担する)。

(3) その他

第6条により実施する参加者の体験プログラムに係る費用及びそのための市内移動に係る費用については協議会が負担する。ただし、飲食に係る費用及びオプションとして希望参加する体験の費用については参加者の自己負担とする。

(参加者要件)

第8条

事業の参加は、下記(1)から(3)の全てを満たしている者及びその家族に限る。

- (1) 青森県外に居住し、かつ住民票の住所も青森県外となっている
- (2) 現在リモートワークで仕事を行っている又は仕事の一部をリモートワークで行っている
- (3) 青森県への移住を検討している又は青森県への移住に高い関心を持っている

(参加条件)

第9条

- (1) 参加者は、事業終了後7日以内に、協議会指定のアンケートに回答するものとする。
- (2) 参加者は、事業終了後7日以内に、自身のワーケーション体験に関する SNS 投稿(掲載)の画像(スクリーンショット画像のデータ)及び当該画像掲載の URL を協議会に提出するものとする。
- (3) 青森市内で災害等が発生している場合もしくは感染症拡大により事業実施が困難であると会長が判断したときは、会長の指示により事業を中止又は中断することがある。

(申込方法)

第10条

- (1) 参加希望者は、原則として体験希望日の14日前までに、申込書フォームへの入力又は「アオモリ・ワーケーション(浪岡)体験申込書」(別記様式)を電子メールにより事務局に提出するものとする。
- (2) 参加希望者は、年度内2回までを限度に申込み可能とする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(参加者の決定等)

第11条

会長は、参加希望者からの申込書を受領し、参加要件・条件の確認、施設の空室状況等を確認し、すべて条件を満たしていると判断したときは、参加申込順に参加を決定し、事務局から電子メールにより参加申込者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条

事務局は、事業終了後、参加者ごとに行程、体験等の実施状況をまとめた結果概要書を作成し、協議会へ報告するものとする。

(その他)

第13条

この要綱に定めるもののほか事業の実施に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年3月18日から施行し、令和8年3月31日をもって廃止する。

附則

この要綱は、令和7年7月24日から施行し、令和8年3月31日をもって廃止する。